

第28回 置賜地域福祉有償運送運営協議会 議事録

日時 令和3年1月29日(金)午後1時30分から15時5分まで
場所 飯豊町町民総合センター 「多目的ホール」
出席者 国土交通省東北運輸局山形運輸支局・関澤委員、長井・西置賜地方民児連協連絡会・青木委員、高畠町身体障がい者福祉協会・斎藤委員(代理)、山形県ハイヤー協会・山家委員(代理)、山形県ハイヤー協会置賜支部・高橋委員(代理)、おきたま福祉有償運送ネットワーク・佐藤委員、置賜総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課・二瓶委員(代理)、米沢健康福祉部・高橋委員(代理)、長井市福祉あんしん課・梅津委員、南陽市福祉課・尾形委員、高畠町福祉こども課・八巻委員、川西町福祉介護課・高橋委員(代理)、小国町健康福祉課・木村委員、白鷹町健康福祉課・長岡委員
(21名中14名出席)
変更及び更新登録協議 1団体
・社会福祉法人 友愛会(南陽の里)
更新登録協議 2団体
・特定非営利活動保人 まんまる
・社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会
各市町職員
長井市・荒生主任、南陽市・舟腰係長、高畠町・石川主事補、小国町・伊藤主事
事務局 飯豊町 健康福祉課・渡部課長、渡部室長、長岡主査
傍聴者 2名

1. 開会

【事務局】

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。
本日、進行を務めさせていただきます飯豊町健康福祉課の渡部と申します。
よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、本日出席を予定しておりました、希望が丘地域福祉支援センター様が急遽欠席となっております。もう一点、事前にお送りした資料の一部に個人情報に記載されており、事前送付資料を差し替えさせていただくこととなりましたことを、心からお詫び申し上げます。

それでは、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。

本日のレジメ、出席者名簿、協議会設置要綱等を綴じたA4版の資料と、資料1から5までを配布させて頂いておりますのでご確認をお願いいたします。

不足等はございませんでしょうか。

資料の中で、個人情報を掲載してある部分について、旅客名簿の名前や住所の一部、職員や役員の住所の一部を伏せて載せているところですが、なお、協議会終了後の資料のお取り扱いには、十分ご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、議事録を作成するため、協議中はICレコーダーで録音させていた

だきますのでご了承ください。

また、会場後方に傍聴される方がいらっしゃいますのでご了解ください。

それでは、これより第28回置賜地域福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

はじめに、協議会設置要綱第6条第1項で「協議会に会長1人を置き、協議会の事務局を置く市町の所管部署の長が務める。」と規定されておりますので、令和2年度の会長は、飯豊町健康福祉課長の渡部が務めさせていただくことを報告させていただきます。

それでは、次第に従いまして協議会を進めて参ります。

はじめに、会長よりごあいさつ申し上げます。

2. 会長あいさつ

【会長】

皆様こんにちは。

本日はお忙しいところを出席いただきまして誠にありがとうございます。

先ほど進行からございましたように、今年度会長を務めさせていただきます飯豊町健康福祉課の渡部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には日ごろから福祉有償運送並びに本協議会の運営に関しまして、特段のご理解とご支援を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり本協議会は、道路運送法の規定に基づきまして、置賜地域における福祉有償運送を通じ、地域住民の福祉の向上を図ることを目的に、福祉有償運送の必要性をはじめ、その適正な運営に必要である事項を協議するため設置していると承知しております。

みなさまには、この趣旨に基づいてご協議いただき、福祉有償運送の適切な制度の運用を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、1団体の変更及び更新登録、2団体の更新登録協議を予定しておりますので、ご意見を賜りますようどうかよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。

3. 副会長選出

【事務局】

続きまして、「3 副会長の選出」でございますが、要綱第6条第2項に「協議会に副会長1人を置き、会長が協議会に諮って定める。」と規定されておりますので、会長より副会長の選任をお願いいたします。

【会長】

ただいま、事務局から説明ありましたとおり、私の方から案を提案させていただきます。今年度の協議会の副会長につきましては、来年度協議会事務局の担当となります高畠町の福祉子ども課長をお願いしたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。

特にご意見がないようですので、今年度の副会長は高島町の福祉こども課長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【副会長】 皆さんこんにちは。ただいま副会長に選任頂いた高島町福祉こども課、課長の八巻でございます。一年間よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

4. 置賜地域福祉有償運送運営状況の報告について

【事務局】 次に「4 置賜地域福祉有償運送運営状況の報告について」、事務局から説明を申し上げます。

資料1「置賜地域福祉有償運送運営状況の報告について」説明させていただきます。

毎年、各登録団体様から、前年度の運営状況実績について報告をいただき、まとめたものでございます。

早速ですが、表紙をめくっていただいて、1ページ目の登録団体一覧をご覧ください。現在の登録団体は14団体でございます。資料は令和2年4月1日時点とあり、現時点も同様の状況となっております。

2ページ目をご覧ください。こちらは各登録団体様の活動実績です。令和2年度末日現在の登録会員数が599人で、稼働日、運送回数、対価人数などの実績がございます。

登録会員数は、平成30年度末には692名でした。昨年度より登録団体が1団体減となっていることもあり、100名近くの減少となっております。

3ページ目をご覧ください。各登録団体様の所有車両および運転者数の詳細でございます。車両数合計99台のうち、福祉車両数は24台でありました。

4ページ目をご覧ください。令和元年度については、1件の事故報告がございました。苦情の報告はございません。

5ページから8ページは、各団体の営業日、時間、運送の対価をまとめたものです。

9ページ目は、移動制約事由ごとの登録会員数です。

説明は以上でございます。

【会長】 ただいまの事務局からの説明に意見、質問などございませんでしょうか。（意見等なし）

【事務局】 ありがとうございます。それでは次の「5 協議」に移ります。

5. 協議

(1) 福祉有償運送の必要性について

【事務局】 議長につきましては、要綱第7条第1項に「協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。」と規定されておりますので、会長にお願いいたします。

なお、本日は、

- ・南陽市社会福祉協議会様
- ・米沢市老人クラブ連合会様
- ・特定非営利活動法人 山形県腎友会様
- ・米沢地区ハイヤー協議会様
- ・全国自動車交通労働組合連合会山形地方支部様
- ・全国交通運輸労働組合総連合山形県支部様

先ほど冒頭でお話しさせていただきました

- ・希望が丘地域福祉支援センター様

が欠席となっておりますが、構成員の過半数以上の出席を満たしておりますので、要綱第7条第2項に規定するところで会議が成立することを確認させていただきます。

それでは、渡部会長、お願いいたします。

【会長】 要綱の定めにより議長を務めさせていただきます。

はじめに、「5 協議」(1)福祉有償運送の必要性について、本日の更新登録協議を予定している団体の運送区域にかかる自治体より、福祉有償運送の必要性について長井市から順に説明をお願いします。

順番については、長井市の次が南陽市 高畠町 川西町
小国町 白鷹町 飯豊町の順にお願いします。

【各市町】 各市町より福祉有償運送の必要性について資料の基づき説明 省略

【会長】 ただいま、事務局と本日更新協議を行う事業所の運送区域自治体から必要性についての説明をいただきましたが、皆さんからご質問やご意見等がございましたらお願いします。

(意見等なし)

それでは、次の「(2)変更・更新登録」に移ります。

(2) 変更・更新登録 社会福祉法法人 友愛会(南陽の里)

【会長】 変更・更新登録事業所「社会福祉法人 友愛会(南陽の里)」様は前の席へご移動をお願いします。

変更・更新登録協議について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは「社会福祉法人 友愛会（南陽の里）」様につきまして、この度、変更及び更新の申出がありましたので協議をお願いするものです。

「輸送形態」はドアツードアによる個別輸送で、運送区域は、南陽市、長井市、川西町、高島町になりますが、令和3年3月1日より白鷹町を運送区域に加える変更の申し出があったものです。

また、登録有効期限が令和3年3月11日であることから、更新登録協議をお願いするものです。

運送しようとする旅客の範囲は、イ．身体障害者、ロ．精神障害者、ハ．知的障害者、ニ．要介護認定者です。

料金等については検討に要する資料を添付しております。

【会長】 それでは、資料に基づきまして、事業所様から変更及び更新登録内容の説明をお願いします。

【友愛会】 変更・更新事業所説明 省略

【会長】 ありがとうございます。

ただ今の件について、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

（意見等無し）

無いようでございますので、採決に移らせて頂きます。

要綱第7条第3項に、「出席構成員の過半数をもって決定する。」と規定されておりますので、多数決をもって決定いたします。

「社会福祉法人 友愛会（南陽の里）」様の変更及び更新登録について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

承認多数ですので、本件については承認といたします。

「友愛会」様は元の席にご移動をお願いします。

（3）更新登録 特定非営利活動法人 まんまる

【会長】 次に次第の（3）更新登録事業所について協議を行います。

「特定非営利活動法人 まんまる」様は前の席へ移動をお願いします。

はじめに、更新登録協議について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「特定非営利活動法人 まんまる」様につきまして、登録有効期限が令和3年3月29日であることから更新登録協議をお願いするものです。

「輸送形態」はドアツードアによる個別輸送で、運送区域は小国町です。

運送しようとする旅客の範囲は、イ．身体障害者、ロ．精神障害者、ハ．知的障害者、ニ．要介護認定者、ホ．要支援認定者、ヘ．基本チェックリスト該当者、ト．その他の障害を有する者です。

【会長】 それでは、資料に基づきまして、事業所様から更新登録内容の説明をお願いします。

【まんまる】 更新事業所説明 省略

【会長】 ただ今の件について、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

(意見等無し)

無いようでございますので、採決に移らせていただきます

「特定非営利活動法人 まんまる」様の更新登録について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

承認多数ですので、本件については承認といたします。

「まんまる」様は元の席にご移動をお願いします。

・更新登録 社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会

【会長】 それでは、更新登録事業所「社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会」様は前の席へ移動をお願いします。

更新登録協議について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会」様につきまして、登録有効期限が令和3年3月14日であることから更新登録協議をお願いするものです。

「輸送形態」はドアツードアによる個別輸送で、運送区域は飯豊町です。

運送しようとする旅客の範囲は、イ．身体障害者、ロ．精神障害者、ハ．知的障害者、ニ．要介護認定者、ト．その他の障害を有する者です。

【会長】 それでは、資料に基づきまして、事業所様から更新登録内容の説明をお願いします。

【飯豊町社会福祉協議会】 更新事業所説明 省略

【会長】 ただ今の件について、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

【山形運輸支局】 山形運輸支局の関澤と申します。更新登録の申請で、「6.運送しようとする旅客の範囲」でイ、ロ、ハ、ニ、トとあるが、28ページの旅客の名簿で登録されている方々の運送を必要とする理由とマッチングしていないので再確認をお願いしたい。

「6.事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数」で合計の数を再確認頂きたいと思います。

【飯豊町社会福祉協議会】 大変ありがとうございます。「6.自動車の合計数」ですが記載ミスですので4台と訂正をお願い致します。次の旅客の範囲の部分で口、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の方は私どもを利用している方はいらっしゃいません。これまでの履歴等、向こう3年の間にご利用が出てくるのではないかという認識で○を記載した。現在、利用がないと認められないかはわかりませんが。登録はされていないが相談は実際にございます。利用には結びついてはいないが、こういう事を想定して記載したことをご理解頂けるとありがたいと思います。

【事務局】 台数の合計数について確認が漏れていました。申し訳ございませんでした。

【山形運輸支局】 手間をかける事になってしまいますが、新たな該当者が生じた際に変更登録を出して頂くというシステムになっておりますのでご理解を頂ければと思います。

【飯豊町社会福祉協議会】 口、トの項目を抜いて申請させて頂き、利用が発生した場合には随時届けを行うということによりお願いしたいと思います。

【会長】 ほかに、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。
(意見等なし)

ご質問が無ければ、採決に移らせていただきます

「社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会」様の更新登録について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

承認多数ですので、本件については承認といたします。

「社会福祉法人 飯豊町社会福祉協議会」様は元の席にご移動をお願いします。

6. その他

【会長】 続きまして、「6 その他」について、構成員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

【山形運輸支局】 情報提供ということで、自家用有償旅客運輸の規定が昨年11月の改正がらみで制度が若干変更なっております。今日、更新変更対象の団体の皆様はすでに旅客の範囲の名簿も新しいものになっておりますのでご承知おきだと思えます。福祉有償運送については、大幅な変更はないもの若干の変更はあります。資料・説明をさせて頂く時間をもらっていませんでしたが、他の地区協議会でも説明をしてほしい、資料を頂きたいとのお話もありまして、置賜地区のおいても同様の取り扱いをしたほうが平準化が図られるのではと考えております。詳細につきましては来年度になると思うのですが、次回の協議会で若干時間を頂いてご説明をさせて頂きたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいということでございます。

【会長】 　ただ今、山形運輸支局様から、改正内容を次回の協議会でご説明をさせて頂きたいということでございました。よろしいでしょうか。
（異論なし）
他にございませんでしょうか。

【山形県ハイヤー協会】 　山形県ハイヤー協会でございます。
福祉有償運送につきましては、いずれの市、町においても福祉車両が少ないということでその必要性があり関係法令を適切に運用させていくべきものだと思います。地元の公共団体はタクシー事業のノウハウをこれまで連携し活かして頂いておりますが、事業者は福祉車両の導入について、国庫補助金を活用した導入を図れるようにこれからのそういった点にも考慮していただければと思います。

【会長】 　ただ今、山形県ハイヤー協会様から、福祉車両の導入に補助金を活用して頂きたいとのことでした。
（意見等無し）
他にございませんでしょうか。
無いようですので事務局お願いします。

【事務局】 　事務局より2点ほどご連絡させていただきます。
1点目は、申請団体の更新手続きについてでございます。本日の運営協議会におきまして、申請のあった変更及び更新登録協議について承認がなされました。
つきましては、後日運営協議会で協議が整ったことを証する書類を申請団体様へ送付いたしますので、山形運輸支局への本申請にはこの原本を必ず添付して頂くようお願いいたします。
また、更新登録は有効期間満了前の2カ月前から受付が行われていますが、登録の標準処理期間は1カ月となっておりますので、あらかじめ山形運輸支局様と日程を調整するなどして準備を進めて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
2点目は、本日の会議に係る議事録のホームページ公開についてでございます。本日の運営協議会に係る議事録につきましては、後日皆様に送付させて頂くほか、本町のホームページにて公開させていただきますのでご承知おきお願いいたします。

【会長】 　それでは、これで議事の進行は終了します。

7. 閉会

【事務局】 　長時間に渡り慎重なご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第28回置賜地域福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。お気をつけてお帰りくださいますよう、お願いいたします。

